

令和6年第10回（2024年第10回）
八街市農業委員会総会

令和6年10月8日
八街市農業委員会

令和6年第10回（2024年第10回）農業委員会総会

令和6年10月8日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |
| 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀 | 15. 古川儀行 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章 | 17. 井口裕史 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 18. 山本 健 |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 今井定男 | |
| 6. 松原 勝 | 13. 小倉 正 | |

2. 欠席者

<農業委員>

2. 山本元一

<農地利用最適化推進委員>

11. 鈴木弘明
16. 加藤秀雄

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	萱生幸宏
副主幹	齋藤康博	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないものであることの認定について

5. その他

報告第 1 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

報告第 2 号 農地法施行規則第 5 3 条第 5 号の規定による農地転用の届出について

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○岩品会長

今月の案件は、農地法第3条、5条本体で24件、その他議案3件が提出されております。慎重審議のほう、よろしく申し上げます。

ただいまの出席農業委員は10名です。定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は16名です。

農業委員、山本元一委員より欠席の届出がありました。推進委員の加藤委員、及び鈴木委員より欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

会務報告いたします。

9月10日火曜日午後1時30分から、千葉県農業会議常設審議委員会現地調査を八街市八街は地先で実施し、岩品会長、古市班長、小山委員が出席いたしました。この案件に関しましては、9月定例総会議案第3号5番となっております。

9月11日水曜日午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

9月20日金曜日午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

9月30日月曜日午後1時30分から、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を、調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員、岩品会長、松原推進委員、保谷推進委員で実施いたしました。

10月3日木曜日午後1時30分から、調査委員会面接調査を、市役所第1会議室で実施し、調査委員会調査班第3班の望月班長、円城寺委員、今関委員、岩品会長、松原推進委員、保谷推進委員で実施いたしました。

以上です

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号3番、小川委員、4番、望月委員にお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、2は関連しております。番号1、区分、交換、所在、八街字長岡地先、地目、畑、面積1、669平方メートル。番号2、区分、交換、所在、八街字長岡地先、地目、畑、面積244平方メートル。権利者事由、所有している農地に隣接しており、利便性が高いため、交換したい。義務者事由、離れ畑であり、利便性の高い農地と交換したい。

番号3、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積168平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1、737平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、営農の継続が困難になったため。

番号4、区分、売買、所在、吉倉字瀬田入地先、地目、畑、面積1、893平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。最初に、議案第1号1番、2番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請についてご説明させていただきます。

1番と2番は関連案件であるため、一括にて報告させていただきます。

当該申請地は、1番、2番の権利者、義務者が農地を交換する案件です。

交換する理由につきましては、当該申請地は古くよりお互いに耕作しており、便宜上交換したいというものです。権利者、義務者ともにです。

1番の申請地は、JR榎戸駅より500メートルに位置し、2番の申請地はJR榎戸駅より700メートルに位置しております。

境界は、コンクリート杭や境木をもって仕切られております。現況は2番の農地は人参が作付しており、1番の農地は、トラクターをかけ、整地されており、いつでも播種できる状態になっております。

進入路につきましては、それぞれが所有する農地に隣接し、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。1番の権利者が所有する主な農機具は、トラクター2台、ホイールローダー3台、ダンプ4台、耕耘機1台、軽トラックが2台です。

労働力につきましては、本人、妻、長男の3人です。技術力につきましても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件も満たしております。また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

通作距離は自宅から300メートル、徒歩2分です。営農計画は、飼料用トウモロコシを作付ける予定とのことです。

次に、2番の権利者が所有する主な農機具は、耕運機2台、軽トラック1台です。労働力につきましては、本人、夫であり、技術力についても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件も満たしております。

過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における効率的な利用確保についても支障はありません。

通作距離は自宅から300メートル、徒歩2分です。

以上の内容から、それぞれの権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められます。

本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地について、位置は八街駅より南に約4.8キロメートルに位置し、境界はコンクリート杭にて確保されております。

現況は、現在は作付けはしてなく、草刈りはされております。進入路は八街市道より確保されております。農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農作物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員の要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、貨物自動車1台、乗用草刈り機1台、自走式動力噴霧機1台です。労働力は役員4名で、3名が年間150日以上であり、技術力についても問題ありません。

また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は主にサツマイモを作付する予定であり、通作距離は会社から申請地まで約18キロメートル、車で約30分です。

以上の内容から、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号4番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第1号4番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

当該申請は経営規模の拡大をするための申請であります。

申請地については、位置は八街駅より南に約6キロメートル、八街南中学校の裏にあります。境界にはコンクリート杭があり、現況は、一部落花生を作付しています。進入路は市道に面しているため、確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有する主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、2トントラック1台、バックホー4台です。労働力は父、母、本人の3人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画は桜、ケヤキを作付する予定であり、通算距離は自宅から申請地まで約2.1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題はないと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ、古市委員。

○古市委員

1番と2番について。我々がちょっと口出すようなことでもないのしょうけども、交換に対する面積があまりにも不釣り合いだと思うんです。これに対して何か条件が付加されているのか、それともどちらかが不利益を得ているとか、そういうことはないのでしょうか。

○岩品会長

どうぞ、齋藤副主幹。

○齋藤副主幹

特段不利益とかはないです。過去に相続の関係で土地の登記が間違っていたということで、今回、お互いの双方の間で土地を揃えるということでの申請でございます。

○古市委員

分かりました。ありがとうございます。

○岩品会長

他にありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

ないようですので、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番、2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可することに決定します。

次に、議案第1号3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第1号5番は、調査委員会案件です。

調査班第3班が担当したので、望月班長、調査報告をお願いします。

○望月委員

農地法第3条による許可申請。議案第1号5番につきましては、調査班第3班が担当しましたので、ご報告申し上げます。

区分、贈与、所在、八街字鶴ヶ里、地目、畑、面積45平方メートルほか2筆、計3筆の合計494平方メートル。

権利者事由、新規就農で既に耕作をしているため、正式な手続きを取りたい。義務者事由は、健康上の理由により農地の維持管理が困難なため。

この案件につきまして、9月30日午後に現地調査を行いました。調査委員は、私と円城寺委員、今関委員、岩品会長、地区担当推進委員の松原委員、保谷委員、事務局の小川事務局長、齋藤副主幹、三好主任主事で行い、面接調査は10月3日午後、調査班第3班と岩品会長、地区担当推進委員の松原委員、保谷委員、事務局の齋藤副主幹、山崎主任主事と権利者で行いました。

まず、立地基準ですが、市役所より西へ5キロメートルに位置し、現況は雑草が多いものの、ブルーベリーが定植されておりました。

そして10月3日午後の聞き取り調査の内容についてですが、当該申請地を選んだ理由は、義務者は権利者の長男であり、健康上の理由で、土地管理を放棄しており、自己所有地に隣接しているためとのことでした。

次に農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか報告します。

現在、年間農作業従事日数は、権利者が150日以上、妻が30日従事しており、今後は規

模拡大せずに現状を維持していくということです。

農業機械は軽トラ1台、耕耘機2台、刈払機2台、チェーンソー1台で、申請地内にある倉庫で保管するそうです。

また、技術力については、ブルーベリーの栽培の経験があり、不明な点については植栽時に相談した会社に教わるということでした。その他参考となる事項として、出荷先については、農協では来年度の出荷は了承済み。また、民間のスーパーでも出荷了承済みとのことでした。

申請地については自宅から45キロで、車で高速を使用して60分かかります。市外からで時間もかかりますが、継続して耕作をするということでした。また、近隣の耕作者や住民からの苦情があった場合は、速やかに対応するとのことでした。

以上の内容を踏まえ権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地の農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の各号の不許可基準に該当しないことから、調査委員会第3班としては、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号5番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請は、10月7日付けで、取下げとなりました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1番から8番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積837平方メートルのうち1.18平方メートル。当初目的及び変更後の目的、営農型太陽光発電設備用地。変更に至った事由、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い対策したいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に

該当します。

番号2、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積607平方メートルのうち1.17平方メートルほか1筆、計2筆の合計1.70平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字外満木山地先、地目、畑、面積517平方メートルのうち1.18平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号4、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積716平方メートルのうち1.24平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号5、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積533平方メートルのうち1.17平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号6、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積715平方メートルのうち1.24平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。

番号7、所在、山田台字宮ノ原地先、地目、畑、面積493平方メートルのうち0.70平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号8、所在、山田台字宮ノ原地先、地目、畑、面積465平方メートルのうち0.92平方メートル。当初目的及び変更後の目的、並びに変更に至った事由は同じです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号9、所在、山田台字宮ノ原地先、地目、畑、面積565平方メートル。当初目的及び変更後の目的、専用住宅用地。変更に至った事由、間取り等の見直しにより、建物の位置及び建築面積の変更が生じたためというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番、2番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第3号1番と2番は関連案件ですので、一括して調査報告いたします。

本案件は営農型太陽光発電設備の電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い対策したいというものです。

まず立地基準ですが、八街北中学校より南へ200メートルに位置し、市道に面しており、

進入路は確保されています。

1番の農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで、支柱囲の部分の一時転用であることから、事務指針29ページ①の㉔による例外に該当すると判断しました。

2番の農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、当申請は令和4年10月28日と令和4年7月28日に許可された申請の計画変更です。

営農計画ですが、現在ヒサカキを耕作中です。本案件は、営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号3番から6番について、松下委員、調査報告をお願いします。

○松下委員

議案第3号3番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についての調査報告を申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、JR八街駅より西へ約5キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されております。農地区分としては、農業振興地域整備計画において定められた農用地となります。しかしながら、本案件は、営農型太陽光発電設備の計画変更ということで、事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当するものと判断しました。

区分は計画変更で、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策をしたいというものであります。

本案件は、営農型太陽光発電事業の計画変更であり、耕作物は引き続きヒサカキで、営農の実績についても認められます。現状は綺麗に手入れがされており、耕作されながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないと思われま

す。続きまして、議案第3号4番、5番。これは関連案件でありますので、一括して申し上げます。なお、議案第3号6番についても同一の内容でありますので、まとめて調査報告を申し上げます。

立地基準についてですが、申請地はJR八街駅より西へ3キロに位置し、八街市道から進入路は確保されております。

農地区分としては、農業振興地域整備計画において定められた農用地となります。しかしながら本案件は営農型太陽光発電設備の計画変更ということで、事務指針29ページ①の㉔による例外に該当するものと判断いたしました。

区分は計画変更で、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難を防止するため、引込柱を鉄板で囲い、対策をするというものであります。

本案件は営農型太陽光発電設備の計画変更であり、耕作物は引き続きヒサカキで、営農の実

績についても認められます。現状は綺麗に手入れがされており、耕作しながらの事業でありますので、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番から9番について、小倉委員、調査報告をお願いします。

○小倉委員

議案第3号7番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、調査報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は二州小学校より西へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分は、集団的に存在している一団の農地で、事務指針26ページの②の①に該当するため、第1種農地と判断いたしました。また、事務指針30ページ②の⑥による例外に該当すると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、令和3年8月25日に許可済みの案件ですが、この度、電柱に接続するケーブルの切断被害や盗難防止のため、引込柱を鉄板で囲いたく、転用面積の変更が生じたため、計画変更の承認申請が提出されました。

雑排水はなく雨水は自然浸透で処理し、周辺の営農条件に支障を来すことはないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われま

す。次に、同様の案件ですが、議案第3号8番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、調査報告いたします。

申請地は先ほどの7番と同じ場所です。

本申請は令和5年10月27日に許可済みの案件ですが、この度、電柱に接続するケーブルの切断被害や、盗難防止のため、引込柱を鉄板で囲いたく、転用面積の変更が生じたため、計画変更の承認申請が提出されました。

雑排水はなく、雨水は自然浸透で処理し、周辺の営農条件に支障を来すことはないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。最後に、同じ計画変更で、議案第3号9番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、調査報告いたします。まず立地基準ですが、申請地は二州小学校より西へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は令和5年1月30日に許可済みの案件ですが、この度、車両盗難の多発を考慮して、間取りの見直しと車庫の位置変更により、建物の位置及び建築面積の変更が生じたため、計画変更の承認申請が提出されました。

雨水は自然浸透で処理し、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないものと思われます。
これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番、2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号4番、5番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番、5番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号6番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号8番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号9番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

協議にあたり、議案第4号1番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、保谷委員が議事参与に該当するため、調査報告、質疑、採決まで先議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議ありませんので、議案第4号1番を先議することに決定しました。
保谷委員、退席願います。

(保谷委員 退席)

○岩品会長

それでは、事務局、説明願います。
萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは8ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積4,908平方メートル。転用目的、工場(1棟)用地。転用事由、現在、海苔の加工工場を営んでいるが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、事業の拡張を図りたいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。本案件は、都市計画法及び道路法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われれます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。
議案第4号1番について、今井委員、調査報告をお願いします。

○今井委員

それでは議案第4号1番、農地法第5条の規定による許可申請について報告をいたします。まず立地基準ですが、申請地は、八街市立笹引小学校の市道を挟んで南東側に隣接しております。進入路としては、本申請地が市道114号線に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断されます。

次に一般基準ですが、本申請は工場用地ということで、現在、市外で海苔の加工工場を営んでおりますが、既存施設が手狭なため、当該申請地を取得し、事業の拡大を図りたいとのことです。資金の確保については、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

次に、造成計画は、現地の現況を踏まえ、申請地内でバランスを取り、土砂の搬入搬出がな

いように整地を行うとのことです。

境界外周はコンクリートブロック及びRC擁壁にて土留めを行います。周辺農地の営農条件への支障については特にありません。給水については、井戸を設置します。雨水については、申請地内に雨水浸透貯留槽を設置し、市道のU字溝にポンプアップで放流し、汚水、排水は合併浄化槽にて処理、放流します。

また、本申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号1番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は条件付き許可相当に決定します。

保谷委員、着席願います。

(保谷委員 着席)

○岩品会長

次に、議案第4号2番から9番まで、事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、引き続いてご説明いたします。

番号2、区分、売買、所在、八街字氷川台地先、地目、畑、面積3,581平方メートルほか1筆、計2筆の合計4,784平方メートル。転用目的、宅地分譲(18区画)用地。転用事由、宅地分譲(18区画)の造成・販売です。

農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。本案件は、都市計画法及び道路法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われま

す。番号3、区分、贈与、所在、八街字佐倉道地先、地目、畑、面積13平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。転用事由、当申請地の隣接地に居住しているが、以前より既存宅地と一体で利用していたため、譲り受けたいというものです。

農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、大木字南大富向地先、地目、畑、面積510平方メートルほか

1筆、計2筆の合計850.49平方メートル。転用目的、共同住宅（1棟）及び駐車場（15台）用地。転用事由、共同住宅の賃貸経営により安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。本案件は都市計画法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われまます。

番号5、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積988平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、運送業を営み、主に建築資材の運搬業務を行っているが、既存施設が手狭なため、隣接する当該申請地を取得し、資材置場として利用したいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号6から番号9番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号6、区分、売買、所在、小谷流字二ノ作地先、地目、山林現況畑、面積37平方メートル、転用目的、駐車場用地、転用事由、申請地近隣でゴルフ場やペット同伴型宿泊施設などのレジャー施設を運営しているが、年々来場者数が増加しており、駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、小谷流字二ノ作地先、地目、畑、面積1,955平方メートルほか3筆、計4筆の合計5,339平方メートル。転用目的、転用事由は同じです。

農地の区分は同じく第2種農地です。

番号8、区分、売買、所在、小谷流字二澤台地先、地目、畑、面積305平方メートルほか1筆、計2筆の合計1,008平方メートル。転用目的、転用事由は同じです。

農地の区分は同じく第2種農地です。

番号9、区分、売買、所在、小谷流字二澤台地先、地目、畑、面積125平方メートルほか1筆、計2筆の合計157平方メートル。転用目的、転用事由は同じです。

農地の区分も同じく第2種農地です。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号2番、3番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

○伊藤委員

まず議案第4号2番、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

立地基準ですが、八街駅から西方向に450メートルに位置し、進入路は市道に接道し確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の（ウ）に該当する、第3種農地として判断いたしました。

本申請は、畑2筆、合計4、784平方メートルを宅地分譲（18区画）用地として計画するもので、面積は妥当だと思われます。

造成計画は、埋め立てを行わず、敷地内の整地のみを行います。現状の状態で宅地として利用いたします。資金計画は自己資金です。当該地の選定理由ですが、近隣は閑静な住宅地であり、宅地の需要が高いためです。また、市道が狭く危険なため、道路の拡幅を計画しています。

事業計画ですが、用水は公営水道、汚水雑排水は公共下水道、雨水は雨水浸透枳を設置します。隣接地に対する被害防除については、ブロック積み及び傾斜30度の法面を施行し、被害防除いたします。また、権利移転に対して支障となるものはなく、周辺農地の所有者への聞き取りの結果、特に意見はありません。

権利者は、不動産販売業を営んでおり、許可後すぐに事業に取り掛かる見込みです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

続きまして、議案第4号3番、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

まず立地基準ですが、八街駅から西方向2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接道し確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の（ウ）に該当する第3種農地として判断いたしました。

本申請は、当該用地を贈与し、周辺の既存宅地と一緒に宅地拡張用地として利用するもので、面積は妥当だと思われます。

造成計画は、埋め立てや整地等の工事は行わず、現状の状態で宅地として利用します。当該地の選定理由ですが、以前より既存宅地と一緒に利用していたためです。

事業計画ですが、雨水は自然浸透とします。隣接地に対する被害防除については、周辺に耕作地はなく、農業への影響はありません。また、権利移転に対して支障となるものはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号4番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第4号4番、農地法第5条の規定による許可申請について報告します。

立地基準ですが、申請地は、JR八街駅より南に約3キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路により確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページの④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は、共同住宅木造2階建て（1棟）の建築及び駐車場（15台分）を整備し、賃貸事業によって、安定した収益を得るためということです。申請面積は850.49平方メートルなので問題ないと思われます。

事業計画は、上水は市営水道、雨水は雨水貯留浸透施設により地下浸透処理します。汚水雑排水は公共下水道へ放流します。施行後は、周囲に擁壁及びコンクリートブロックを設置し、外部への土砂の流出をなくします。申請地内は浸透アスファルト舗装を施します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第4号5番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第4号5番について、調査報告を申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、八街市役所より南に約4キロメートルに位置し、国道409号に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針26ページ②の①に該当するため、第1種農地と判断しました。この案件については、第1種農地の場合の事務指針30ページ②の③の(オ)による例外に該当するものと思われま

す。次に一般基準ですが、本申請は、現在、運送業を営み、主に建築資材の運搬業務を行っているが、建築資材の量が増加し、手狭なため、既存施設に隣接する当該申請地を資材置場として利用するものです。土地は平坦な状況であることから、鉄板を敷いて利用し、将来的には舗装する計画です。当該申請地は既存敷地の50%未満の面積です。

次に防災計画について、施工中は周辺に迷惑がかからないよう十分留意して工事を行います。施工後は既存施設で利用している総合警備保障会社を利用し、防災に対応します。

周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は埋め立てはせずに整地をして、転圧をかけた上に鉄板を敷いての使用となっております。用水、汚水、雑排水の使用、排水はありません。雨水については、敷地内に浸透させて処理する計画です。

建築物は無いため、周辺農地への日照・通風への影響はありません。

また申請地は土地改良受益地ではありません。なお、隣接所有者への説明がなされており、了承しているとのこと

です。権利者は、許可後速やかに事業を行うものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号6番から9番について、本日、加藤委員、欠席のため、小川事務局長より調査報告の代読をお願いします。

○小川事務局長

それでは代読いたします。議案第4号6番から9番は関連しておりますので、一括して農地法第5条申請に係る調査結果について報告します。

本申請は、当該事業者が近隣で行っているレジャー施設の駐車場が手狭になっていることや、

今後さらに実施する集客イベント等で、駐車場不足や近隣道路への渋滞が予想されるため、新たに140台分の駐車場を整備しようとするものです。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西方向に約8キロメートルに位置し、八街市道に隣接しております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に各該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請面積は6,541平方メートルであります。事業規模からは問題ないものと思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、駐車場は舗装工事を行い、雨水については浸透枿を設置、汚水雑排水は発生しません。また、周辺をブロック等で土留し、周辺農地への雨水、土砂流出を防止します。

権利者の状況ですが、申請地周辺では様々なレジャー施設運営を行っており、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号2番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第4号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号4番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第4号5番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号6番から9番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番から9番は許可相当することに決定します。

会議中ではありますが、ここで、10分間休憩します。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時10分

○岩品会長

それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号10番は、調査委員会案件です。調査班第3班が担当したので、望月班長、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての10番は、調査班第3班が担当しましたのでご報告申し上げます。

区分、売買、所在、八街字笹引、地目、畑、面積2,444平方メートルほか2筆、3筆の合計3,099平方メートル。転用事由は、現在、温度調整装置等の製造・販売及び設置業を営んでいるが、資材置場及び駐車場が手狭なため、隣接する当該申請地を取得し、資材置場及び駐車場として利用したいというものです。この案件につきまして、9月30日の午後に現地調査を行いました。調査委員は私と円城寺委員、今関委員、岩品会長、地区担当推進委員の保谷委員、松原委員、事務局からは、小川事務局長、齋藤副主幹、三好主任主事で行い、面接調査は10月3日午後、調査班第3班と岩品会長、地区担当推進委員の保谷委員、松原委員、事務局の萱生副主幹、三好主任主事の8名、権利者の代表取締役1名と申請代理人1名が出席しました。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に約4.3キロメートルに位置し、進入路は国道409号に面しており、確保されております。

農地区分としては、良好な営農条件を備えている農地ですので、事務指針26ページ②の①に該当するため第1種農地と判断しましたが、この案件について、第1種農地の場合の事務指針30ページ②の③の(オ)による例外に該当するものと思われれます。

続きまして一般基準です。権利者の会社概要ですが、設立が昭和55年10月13日、資本金は3,000万円、従業員は正社員60人です。保有車両は軽2台、1トントラック2台、2トントラック2台、4トントラック1台の計7台です。

事業計画としては資材置場に回収した冷凍ショーケースを置くということで、広い用地が必

要とのことでした。もう一つは社員の駐車場を拡大したいとのことでした。

管理については、社員が常駐するが、夜間は警備会社に依頼するとのこと。また、申請地北側の畑と接する場所には、単管にロープを張るとのことでした。

次に、造成及び排水計画については、切り盛りはなしで平坦に整地して突き固め、転圧してそのまま使用するが、実際使用して必要があれば砕石等を施すとのこと。

用水、事業排水については、建物がないのでなし。雨水については畑側にマウンドアップし、流出しないようにする。西側は既存ブロックがあり、問題なしとのことですが、これも一、二年使用し、必要があれば浸透柵を設置するとのことでした。

次に、隣接地への支障については、資材置場に冷凍ショーケースを平置きにするので問題ないと思うが、台風時などはブルーシートを被せ、飛散防止するとのことでした。

以上のことから、権利者は事業の拡大に伴い、利便性の良い隣接農地を購入して、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないため、調査班第3班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号10番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当に決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書11ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年9月25日付けで八街市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字西駒袋地先、地目、畑、面積1万3,715平方メートルのうち、5,732平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積7,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書12ページをご覧ください。

議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年9月26日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1から5は同一案件です。

番号1、所在、勢田字北地先、地目、山林、現況、畑、面積2,522平方メートル。

番号2、所在、勢田字北地先、地目、畑及び山林、現況、畑、面積403平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,668平方メートル。

番号3、所在、勢田字押及び脇地先、地目、畑、面積2,479平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,426平方メートル。

番号4、所在、勢田字戸地先、地目、畑、面積979平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,015平方メートル。

番号5、所在、勢田字塚及び北地先、地目、畑、面積1,656平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7,390平方メートル。

利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から令和16年12月31日まで、新規です。

番号6、所在、東吉田字鶴ヶ沢入地先、地目、畑、面積5,491平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万1,688平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は認可の公告日から令和16年12月31日まで、新規です。

番号7から10は同一案件です。

番号7、所在、砂字平山地先、地目、畑、面積4,264平方メートル。

番号8、所在、東吉田字鶴ヶ沢入地先、地目、山林現況畑及び畑、面積1,254平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,254平方メートル。

番号9、所在、東吉田字和田地先、地目、畑、面積5,057平方メートル。

番号10、所在、東吉田字和田地先、地目、畑、面積2,473平方メートル。

利用権の種類は、使用貸借権、期間は認可の公告日から令和16年12月31日まで、新規です。

番号11、所在、四木字東四木地先、地目、畑、面積1,983平方メートルほか8筆、計9筆の合計面積1万7,751平方メートル。利用権の種類は、賃借権、期間は認可の公告日から令和16年12月31日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から11の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書15ページをご覧ください。議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてご説明いたします。

これは、農地利用状況調査におきまして、現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象とした土地です。

調査日については、令和6年9月11日に望月委員、円城寺委員、今関委員、事務局からは三好主任主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計5筆2,307.74平方メートルを非農地と判断いたしました。

次に、令和6年9月20日に山本元一委員、中村委員、深澤委員、事務局からは三好主任主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計3筆322.65平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました2件につきまして、認定を求めるものです。
以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。
議案第7号を認定することに、賛成委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は認定することに決定します。
次に、報告第1号、第2号についてを議題とします
事務局、説明願います。
齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書16ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1から7は同一案件です。

番号1、所在、勢田字北地先、地目、山林、現況、畑、面積2,522平方メートル。

番号2、所在、勢田字北地先、地目、畑及び山林、現況、畑、面積403平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,668平方メートル。

番号3、所在、勢田字押地先、地目、畑、面積2,479平方メートル。

番号4、所在、勢田字戸地先、地目、畑、面積979平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,015平方メートル。

番号5、所在、勢田字塚及び北地先、地目、畑、面積1,656平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7,390平方メートル。

番号6、所在、東吉田字鶴ヶ沢入地先、地目、畑、面積5,491平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万1,688平方メートル。

番号7、所在、砂字平地先、地目、畑、面積4,264平方メートル。

合意の成立日、令和6年9月1日、土地引き渡し時期、令和6年12月31日です。

番号8、所在、八街字長岡地先、地目、畑、面積2,300平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積1万2,548平方メートル。合意の成立日、令和6年7月5日、土地引き渡し時期、令和6年9月6日です。

○岩品会長

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

それでは、18ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字新地地先、地目、畑、面積56平方メートルほか3筆、計4筆の合計245平方メートル。目的、市道拡幅用地、市道（榎戸12号線）として整備し、利用したいというものです。

以上です。

○岩品会長

ただ今の報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はございますでしょうか。

どうぞ、小川委員。

○小川委員

事務局にお尋ねしますが、賃借人の方ですね、現在の概算の経営面積。分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。報告第1号の1番から7番までの賃借人のおおよその経営面積。概算で結構です。

○岩品会長

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

賃借人の経営面積ですが、全体の経営面積としては、約17ヘクタールです。

○小川委員

分かりました。

○岩品会長

ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

ほかになければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○小川事務局長

閉会を宣す。（午後4時30分）

議事録署名人

議 長

3 番

4 番